

議案第11号

飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第1条 飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

第5条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（旧飯能市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第3条 飯能市の市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第5号）附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧飯能市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第4条 旧飯能市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の市長等給与等条例」という。）及び第3条の規定による改正後の旧飯能市教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の旧教育長給与等条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の市長等給与等条例又は改正後の旧教育長給与等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例又は第3条の規定による改正前の旧飯能市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の市長等給与等条例又は改正後の旧教育長給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成28年2月26日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の197.5、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の197.5、12月に支給する場合においては<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>

飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第5条 省略	第5条 省略
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては <u>100分の202.5</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の217.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては <u>100分の197.5</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の222.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 省略	(1)～(4) 省略
第5条の3 省略	第5条の3 省略
2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、 <u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項</u> 本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。	2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、 <u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条</u> に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3~5 省略

3~5 省略

3~5 省略

3~5 省略

旧飯能市教育委員会教育長の給与等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の197.5、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の197.5、12月に支給する場合においては<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>

旧飯能市教育委員会教育長の給与等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の202.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の197.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>